

地域福祉計画策定方針

— 「第3次秋田市地域福祉計画(仮称)」の基本的な考え方 —

平成25年3月
秋田市福祉保健部

目 次

1	計画策定(見直し)の趣旨	1
(1)	地域福祉計画の背景	1
(2)	見直しの目的	2
2	計画の骨子	4
(1)	位置づけ	4
(2)	計画期間	6
(3)	計画の構成	6
(4)	策定体制	7
(5)	推進体制	7
3	地域福祉を取り巻く現状と課題	8
(1)	統計データ	8
(2)	福祉関係計画	9
(3)	エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)構想	10
(4)	地域福祉活動計画	10
(5)	市民意識調査	10
(6)	生活課題調査(ニーズ調査)	11
4	計画に盛り込む内容	12
(1)	基本的な考え方	12
(2)	施策体系(取組)	13
(3)	重点事業	13
5	策定手順	15
(1)	策定手順および検討課題	15
(2)	策定作業における市民との協働	16

この「地域福祉計画策定方針―「第3次秋田市地域福祉計画(仮称)」の基本的な考え方―」は、社会保障審議会福祉部会報告「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」における「地域福祉計画策定方針」にあたり、秋田市社会福祉審議会の意見を聞きながら秋田市が作成したものである。

1 計画策定(見直し)の趣旨

(1) 地域福祉計画の背景

ア いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として平成12年に成立した社会福祉法(旧法名:社会福祉事業法、法名改正)は、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めている。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

イ 地域福祉とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものと考えられている。(社会福祉法令研究会編「社会福祉法の解説」平成13年)

ウ 社会福祉法は、こうした地域福祉推進のための方策として市町村地域福祉計画の策定を求めている。

○社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

エ 国の社会保障審議会福祉部会は、平成14年に示した「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」(以下「国ガイドライン」という。)において、市町村地域福祉計画は、「市町村が地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題(生活課題)とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする」としている。

オ また、国ガイドラインは、地域福祉推進について、「少なくとも住民参加をはじめ共に生きる社会づくり、男女共同参画、福祉文化の創造に留意することが重要である」と指摘している。

カ さらに、厚生労働省は、平成19年8月10日付け通知において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法を市町村地域福祉計画に盛り込むよう求めている。

(2) 見直しの目的

ア 平成12年の社会福祉法改正を受け、本市では、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における作業を中心に、アンケート調査やパブリックコメント(意見公募)、ワークショップ(※)等により市民参加を得ながら、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定している。

※ワークショップ:本来は「作業所」や「工房」の意味だが、今日では「創造的な話し合いの場」「参加者の潜在的な能力を引き出し声にしていく場」という意味で、住民参加型のまちづくりなどにおける合意形成の手法として用いられている。

○秋田市地域福祉計画(第1次計画)の要諦

地域福祉とは、「地域のしあわせを、みんなで築いていくこと」であるとし、5つの基本理念(①適切なサービス、②自立、③協働、④地域づくり、⑤参加・参画)、および、3つの基本方針(①主体的な選択、②公・共・私の責任と役割分担、③社会参加と自己実現)のもと、市民一人ひとり、さらには地域社会の「エンパワーメント(本来あるべき力を引き出すこと)」を図ることとし、地域福祉の理念の施策への反映や市民へのPRを進めた。

イ 現行の第2次計画(平成21～25年度)においては、第1次計画における理念の普及を踏まえ、次の段階として、引き続き公的福祉サービスの充実を図りつつ、地域における身近な生活課題に対応し、地域での支え合いを進めるための具体的な取組を明らかにすることを目的にした。

そのため、従来の社会福祉の分野ごとの取組を「誰もが地域で自立した生活を送ることができるように」という視点から再編成し、公・共・私による支援を含め、本市の福祉全体の総合化と、課題解決の仕組み作りを見直しの方針とした。

○第2次計画の要諦

「地域のしあわせをみんなで築く」を基本理念とし、「公・共・私の社会的努力によって、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援すること」と整理した上で、4つの基本目標（①地域福祉を担う人づくり、②支え合いの地域づくり、③利用者主体のサービスのしくみづくり、④日常生活の場としての福祉のまちづくり）のもと、13の施策について、公(市)・共(地域)・私(市民)のそれぞれについて、取組と期待される役割にまとめた。

また、地域福祉活動の先導的取組とするため、2つの重点事業「孤立死を出さない地域づくり」「災害時の要援護者の避難支援」を設定し、地域福祉推進関係者連絡会や地域活動座談会、地区別ワークショップの開催などで取組を地域に働き掛けながら、重点事業を推進している。

ウ 現行計画は平成21年度から平成25年度までの5年計画であることから、平成26年度以降の地域福祉の推進についての新たな計画が必要である。なお、現行計画では、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、市民意識調査の結果などを基に計画の進捗状況を評価し、計画内容の見直しを行うこととしている。

エ この間、少子高齢化や社会構造の変化に対応するため、社会保障と税の一体改革が進められるとともに、障害者基本法の改正(平成23年)、障害者総合支援法の成立(平成24年、平成25年施行)、介護保険法の改正(平成24年)、子ども・子育て関連3法の成立(平成24年、平成27年施行)など、社会福祉制度が大きく変化しており、こうした環境変化を地域福祉計画に反映させていく必要がある。

オ 厚生労働省は、平成22年8月13日付け通知において、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に、有効な計画内容となっているか点検し、必要に応じて市町村地域福祉計画の見直しを図るように求めている。

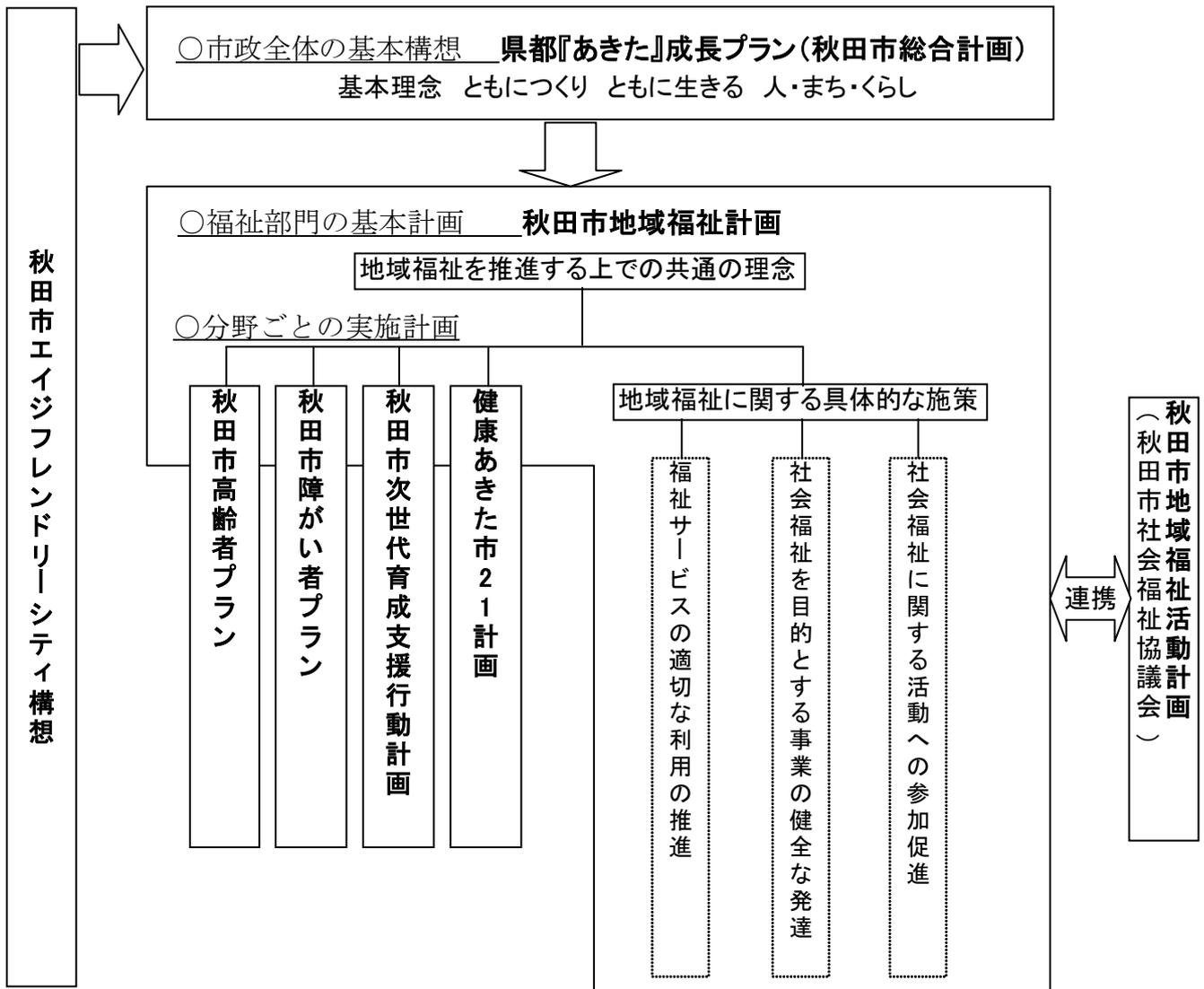
カ 内閣府では、平成23年5月に「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」がまとめられており、その中で、経済社会の構造変化の中、地域や家庭などの「つながり」が薄れ社会的に孤立して生活困難に陥るリスクが高まってきており、すべての人が社会的に包摂されるように、官民を含めた関係者が取り組んでいく必要があるとしている。

キ 本市では、平成21年度からエイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)構想を推進し、総合計画である、県都『あきた』成長プランにおいても、成長戦略として盛り込むなど、本市の施策全般において、その考え方を反映させることとしている。

2 計画の骨子

(1) 位置づけ

- ア 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられる。
- イ 平成23年度を初年度とする県都『あきた』成長プラン(第12次秋田市総合計画、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想)に基づいて、基本理念である「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」を推進するための、福祉保健部門の基本計画となる。
- ウ 本市の福祉保健に関する計画には、「秋田市高齢者プラン(老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、および、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして作成した計画)」、「秋田市障がい者プラン(障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者総合支援法(平成25年4月施行)に基づく「障害福祉計画」を一体のものとして作成した計画)」、および、「秋田市次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画)」」、ならびに、保健分野の「健康あきた市21計画」があり、これらの計画を内包し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものとなる。
- エ それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画において位置づけ、推進するものである。
- オ ①既存の福祉計画で総合化を図ることが地域福祉の推進に効果的な施策・事業、②既存の福祉計画で重点化を図ることが地域福祉の推進に効果的な施策・事業、③既存の福祉計画のはざまになる施策・事業、これらを重点的に推進するものとなる。
- カ 秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉を推進していくこととなる。



図一 地域福祉計画の位置づけのイメージ

《論点1》 福祉施策の総合化

高齢者施策や障がい者施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるようにすること

社会環境(人口減少・少子高齢化、地域・家族の絆の希薄化等)の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきています。それらに対応しつつ、社会福祉サービスを持続的に提供できるようにするためには、福祉施策全体としてより効果的かつ効率的な施策展開が求められます。

部門計画の垣根を越えて福祉施策全体をカバーするといった視点から、施策のすきまにある福祉課題への対応も必要です。地域福祉計画は他の福祉関係計画を内包する計画であることから次期計画の策定に当たっては、高齢者や障がい者などの行政内部の各部門別施策間や、さらには社会福祉協議会の地域福祉活動計画等との連携も考慮するなど、改めて関連施策間の十分な整合・調整を図っていく必要があると考えます。

(2) 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを図る。

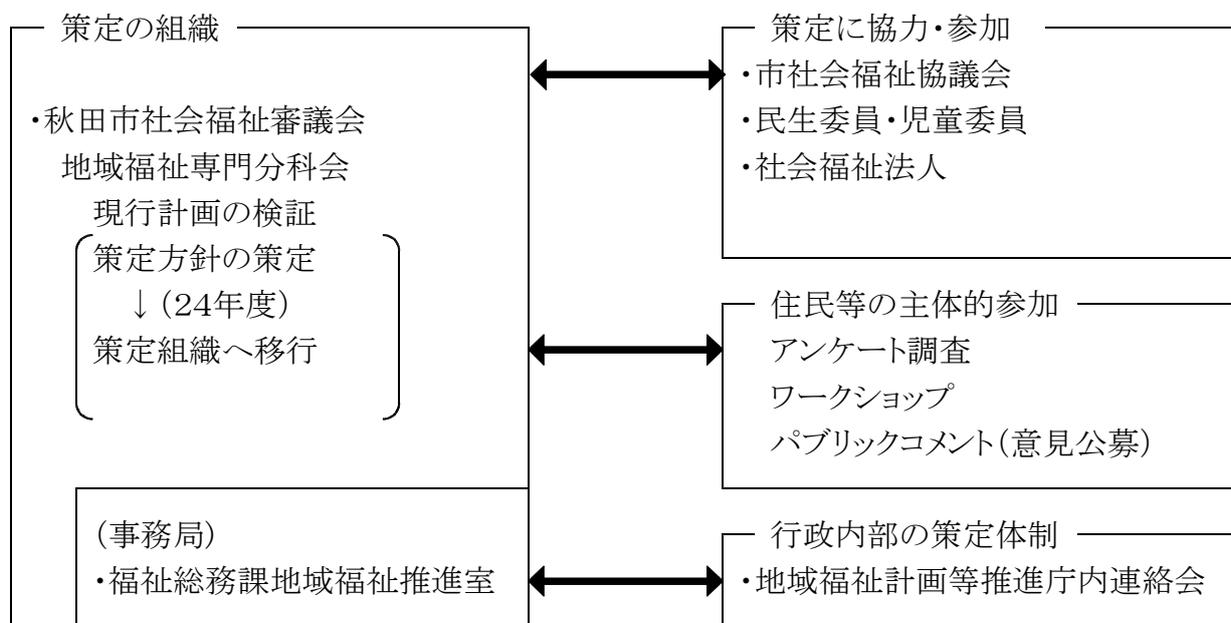
(3) 計画の構成

計画の基本的な構成案は下表のとおりとする。

第1章	策定の趣旨	計画の趣旨、位置づけ、計画期間、策定方法などを設定
第2章	現状と課題	地域福祉を取り巻く現状を分析しつつ、市民の主体的参加により生活課題を抽出し集約
第3章	基本的な考え方	現状と課題を踏まえ基本理念等を設定し、施策を体系化
第4章	施策体系(取組)	施策体系に基づき、各施策とその具体的な取組を設定
第5章	重点事業	生活課題の解決への先導的取組として重点事業を設定
第6章	推進体制	計画の進行管理や評価、見直しを行う方法などを明示

(4) 策定体制

- ア 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を策定機関とし、これを国ガイドラインにおける地域福祉計画策定委員会にあたるものとする。
- イ 地域福祉を推進する主体の一つとして、同時に、地域住民のパイプ役等として、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの協力・参加を求める。
- ウ 住民の主体的参加により計画を策定するため、ワークショップ、パブリックコメント(意見公募)など、適切な方法を組み合わせ、住民の十分な参画を確保する(住民等の主体的参加については、本資料の16ページで記述)。
- エ 福祉・保健・医療をはじめさまざまな分野が連携し、総合的な福祉サービスの確立を視野に入れる必要があることから、行政は、福祉・保健分野を中心に市内全体の連携が可能な策定体制(地域福祉計画推進市内連絡会)を構築する。



※策定に協力、参加する団体等については、現行計画策定時の対象者に加え、最前線で業務に従事する若手職員など、さらなる枠組を考えていく。

(5) 推進体制

- ア 計画の進行管理と評価については、計画の策定・実施との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとする。
- イ 計画の進行管理を含む評価体制を確保するとともに、計画策定時点から評価の方法をあらかじめ明らかにするものとする。

3 地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 統計データ

①平成22年国勢調査結果の概要

- ・人口は323,600人で、大正9年の第1回国勢調査以来、初めて減少に転じており、南部地域で0.1%増加しているが、他の地域では1～9%減少している。(増減は平成17年国勢調査結果との比較。以下同じ)
- ・年齢3区分別人口割合は、年少人口が9.8%減少、生産年齢人口が6.0%減少、老年人口が10.3%増加となっており、年少人口の割合がもっとも高いのは南部地域で14.4%、もっとも低いのは雄和地域で8.5%、老年人口の割合がもっとも高いのは河辺地域で33.1%、もっとも低いのは南部地域で20.9%となっている。
- ・年齢5歳階級別人口は、63歳以下の第1次ベビーブーム以下が軒並み減少し、とくに25～29歳では20.9%減、20～24歳では18.2%減となっている。一方で、老年層の増加率はたいへん高くなっている。
- ・年齢5歳階級別未婚率は、40代の5ポイント増をはじめ各階級で上昇している。
- ・一般世帯の世帯人員は、1人世帯が30.4%、2人世帯が29.8%、3人世帯が19.7%で、3人以下の世帯が全体の79.8%を占め、平成17年より少し増加している。
- ・65歳以上親族のいる一般世帯は、9.6%増の50,490世帯で全体の38.5%を占め、高齢単身世帯(65歳以上)は、22.4%増の12,030世帯で全体の9.2%、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)は、12.4%増の14,257世帯で全体の10.9%となっている。

②将来推計人口

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(0～14歳)	(15～64歳)	(65歳以上)
平成22年	323,600人	39,712人 12.27%	206,009人 63.66%	77,879人 24.07%
平成27年	309,760人	35,166人 11.35%	187,156人 60.42%	87,438人 28.23%
平成32年	294,013人	30,813人 10.48%	169,840人 57.77%	93,360人 31.75%

「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010(平成22)年～2030(平成42)年」
平成24年11月推計・秋田市企画財政部情報統計課

③その他の主な指標(秋田市「平成24年度版福祉の概要」より抜粋)

- ・高齢化率 24.2%
- ・ひとり暮らし高齢者 9,526人
- ・寝たきり高齢者 299人
- ・要介護認定者 17,114人 (要支援1:2,283人、要支援2:1,770人、要介護1:3,664人、要介護2:3,033人、要介護3:2,401人、要介護4:2,057人、要介護5:1,906人)
- ・保育所入所児童 4,876人 (外、認可外保育施設:577人)
- ・ひとり親世帯 母子:3,438世帯 父子:259世帯
- ・障がい児・者 身体:13,984人 知的:1,900人 精神:7,273人
- ・生活保護状況 4,053世帯 5,379人 保護率16.58%

(2) 福祉関係計画

①第7次秋田市高齢者プラン(平成24年3月策定、計画期間は平成26年度まで)

急速に高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って社会に参加し、安全で安心して暮らすために、介護保険事業計画の計画期間に併せて、従前の計画の見直しを行い、策定した。

高齢者が住み慣れた環境でその人らしく暮らしていくためには、地域における助け合いや支え合いとともに、高齢者が積極的に地域社会に参加できるような環境が必要なことから、5つの施策体系の一つに、「社会参加の促進」を掲げ、地域に気軽に立ち寄ることができる場を提供したり、健康の保持増進、老人クラブなど地域における自主的な取組を支援していくこととしている。

②第4次秋田市障がい者プラン(平成25年3月策定、計画期間は平成29年度まで)

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて、障がい者への市民理解の促進、地域生活支援の充実、社会参加の促進、サービス提供体制の整備およびユニバーサルデザイン(※)のまちづくり等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法に基づく「障害者計画」に、障害者総合支援法(平成25年4月施行)に基づく「障害福祉計画」を包含するものとして、従前の計画の見直しを行い、策定した。

共生社会の実現のためには、市などによる公助に加え、自助や共助の取組も重要なことから、障がい者等による自発的活動を支援する事業を重点プロジェクトとしたほか、心のバリアフリーの推進や相談支援とコミュニケーション支援の充実など5つの重点事項を設定し、障がい者やその家族をはじめ、関係機関や事業者、諸団体等の地域の様々な主体との連携と協力により各施策を推進していくこととしている。

※ユニバーサルデザイン:障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方(「障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)」より)。

③秋田市次世代育成支援行動計画後期計画(平成22年3月策定、計画期間は平成26年度まで)

全国的に少子化が進行し、少子化対策が喫緊の課題となる中、核家族化や地域での子育て力の低下など、今の時代が抱える子どもをめぐる環境の変化に対応するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した、秋田市次世代育成支援行動計画(前期計画)を発展的に継承している。

「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、5つの基本目標の一つに「地域の子育ての支援」を掲げている。

なお、27年度以降の次世代育成支援対策の実施に関する計画としては、平成24年に成立し、平成27年本格施行となる「子ども・子育て支援法」に基づき、平成26年度に新たな市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとしている。

④第2次健康あきた市21(平成25年3月策定、計画期間は平成34年度まで)

少子高齢化が一層進行し、医療や介護に係る負担が増すことが予測されることから、健

康づくりに取り組む意義は従来にも増して高まっている。また、合併症の発症や症状の進行など「重症化予防」への対応も課題となっていることから、平成24年7月に策定された国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」を踏まえて従前の計画を見直し、策定した。

個人の健康の実現には、一人ひとりが生活習慣の改善に努めることに加え、家庭や地域、職場など、周囲の協力も不可欠であり、地域社会（学校・地区町内会・民生児童委員・地区社協・地域保健推進員など）との関わりを重視し、市民相互の支え合い・助け合いによって地域社会全体で健康づくりの推進を図ることとしている。

(3) エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)構想

かつてない超高齢社会を見据え、これからは高齢者が「支えられる側」としてだけでなく、「支える側」としても、その豊かな経験や知識を社会で生かすことができるよう、「高齢者にやさしい都市」となる必要があり、これは、健康な高齢者だけでなく、要介護者や障がい者などの要援護者、子育て中の親や子どもなど、誰にでもやさしいまちとなる。

本市では、県都『あきた』成長プラン(秋田市総合計画)の中でも、「エイジフレンドリーシティの実現」を成長戦略のひとつに位置づけ、各種施策に取り組んでいる。

平成23年には、WHO(世界保健機関)から客観的な評価を得ながら、さらに効果的かつ継続的な取組を実現するため、WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク(※)に参加表明し、国内都市で初めて正式に承認された。平成25年度には、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画を策定することとしている。

※WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク:エイジフレンドリーシティをさらに広め、各都市との連携を図ることを目的にWHOが2010年に設立したネットワーク。

(4) 地域福祉活動計画

秋田市社会福祉協議会では、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする「秋田市地域福祉活動計画(しあわせづくりプラン2009)」により、地域福祉活動の充実・活性化を図っているが、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする新たな地域福祉活動計画を策定するため、平成25年度に策定委員会を立ち上げることとしている。

(5) 市民意識調査

ア 20歳以上の市民から無作為抽出した4千人を対象として、郵送による無記名アンケート方式により平成24年12月に実施。回答数は1,927人、回収率は48.2%であった。

イ 地域福祉の趣旨についての質問の回答は、「地域福祉の趣旨に沿った取組に関わっている」5.6%、「地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない」55.0%、「地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない」1.6%、「地域福祉の趣旨は理解できない」2.0%、「よくわからない」31.6%であった。

(「秋田市地域福祉市民意識調査調査結果報告書」平成25年3月作成・秋田市福祉保健部より抜粋)

ウ その他の設問についても、現行計画の評価の指標となっている設問や、前回調査時との経年変化を把握し、新規計画のための資料とする。

(6) 生活課題調査(ニーズ調査)

(1)～(5)についてさらに掘り下げた上で、地域住民の主体的参加を得ながら平成25年度前期に実施する。実施手法については、住民の参画を確保するため複数の方式を検討することとし、あらかじめ実施計画を策定する。

実施手法(例)	<ul style="list-style-type: none">・懇談会、座談会方式～自由な意見交換・ワークショップ方式～合意形成、課題解決をめざす・ヒアリング方式(個別・集団) 対面で聞き取り・アンケート方式・その他
---------	---



参加者(例)	<ul style="list-style-type: none">・住民の一般参加・地域福祉の主体(民生委員、社会福祉協議会、事業者など)・福祉サービスを受けている人(施設単位、団体単位など)・その他
--------	--

4 計画に盛り込む内容

(1) 基本的な考え方

現状と課題を反映させ、次の論点を参考としながら、基本理念や基本方針などを設定する。

《論点2》 目指す社会像の継承

「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」に向けて「地域のしあわせをみんなで築く」を継承すること

地域福祉計画は、社会福祉法により市の基本構想に即して策定することとされています。秋田市の基本構想は、平成23年4月からスタートした総合計画「県都『あきた』成長プラン」であり、そこで掲げた目指す都市像である「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」は、地域福祉計画の理念である「地域のしあわせをみんなで築く」と表裏一体のものとなっています。

《論点3》 エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想の反映

高齢者の社会参加の機会拡充、生活の利便性の向上を目指す「エイジフレンドリーシティ構想」を計画に反映させること

本市の高齢化率は約25%であり、今後も急速に増加していくと推計され、かつてない超高齢社会を迎えます。これからは高齢者をはじめから意識した「高齢者にやさしい都市」となる必要があり、これは、健康な高齢者だけでなく、要介護者や障がい者などの要援護者、子育て中の親や子どもなど、誰にでもやさしいまちとなります。

「県都『あきた』成長プラン」の中でも、「エイジフレンドリーシティの実現」を成長戦略のひとつに位置づけており、本市の福祉政策の基本計画となる地域福祉計画においても、本構想を反映させていく必要があります。

《論点4》 「公・共・私」の責任と役割分担と絆づくり

「公（公助）・共（共助）・私（自助）」の責任と役割分担による支え合い、助け合い、「家族・地域の絆づくり」の考え方をさらに進めていくこと

現行計画における最も基本とする方針であり、平成24年3月策定の「秋田市災害対策基本条例」でも、災害に強いまちづくりのため、自助・共助・公助の連携をあげております。第1次計画から引き継がれている「公・共・私の役割分担」は、引き継いでいくべきものと考えます。

また、「県都『あきた』成長プラン」でも、「市民協働」、「家族・地域の絆づくり」は計画推進の視点となっており、次期計画策定に当たってもその視点が必要です。

(2) 施策体系(取組)

ア 現状と課題を反映させつつ、次の論点を参考としながら、関連施策(行政施策・行政と住民が協働する事業)を体系的に検証し見直していくこととする。

《論点5》目標設定と施策の体系の見直し

できる限り具体的な目標を設定し、関連施策や事業の誘導と計画の進行管理をしやすくすること

現行計画では、理念だけでなく、実行の段階が求められたことから、実効性の高い施策や事業を効果的に立案し実施していくために目標・指標を設定しております。次期計画では、計画の進行管理を可能とし、達成状況を市民に明確に示すためにも、具体的で市民と共有でき、計画の達成度の判断が容易に行える目標の設定を再検討し、施策全体の体系の見直しを行っていく必要があります。

イ 施策体系を構築する取組には、公(行政)、共(地域)、私(市民一人ひとり)を基本に、様々な主体による取組を含むものとする。

ウ 施策や具体的な取組について、高齢者プランや障がい者プランなどにおける該当箇所を示すなどして、関連プランにおける目標設定や効果などを検証できるようにする。

(3) 重点事業

ア 生活課題調査(ニーズ調査)で抽出された生活課題の中から重点テーマをとりあげ、次の論点を参考としながら、重点事業(リーディング・プロジェクト)として解決に向けた、公・共・私の取組方法を示していくものとする。

なお、現行計画で重点事業を設定して推進していることから、現事業を検証した上で、継続と伸展を目指すことが必要であり、その上で、新たな重点事業の設定も検討するものとする。

イ 厚生労働省では、地域における要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう求めており、具体的には、要援護者の把握に関する事項、要援護者情報の共有に関する事項、要援護者の支援に関する事項として、日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりをあげている。

ウ また、厚生労働省では、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に、有効な計画内容となっているか点検し、必要に応じて市町村地域福祉計画の見直しを図るように求めている。

エ 現行計画における重点事業として、重点事業1「孤立死を出さない地域づくり」、重点事業2「災害時の要援護者の避難支援」を進めており、一定の成果をあげているが、まだまだ課題も残っており、継続しての実施が必要となっている。

オ 具体的な取組として、重点事業1では、各地区ごとのワークショップ開催支援や孤立死予防対策としてまとめた取組の周知を行っている。重点事業2では、「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」の策定、「避難支援対象者名簿」による地域への要援護者情報の提供、モデル地区での取組、各地区での説明会等により、各地区の避難支援体制づくりを進めている。また、重点事業2では、東日本大震災を踏まえ、「秋田市災害対策基本条例」に基づく地域への情報提供の拡充や、民間福祉施設等81か所を福祉避難所に指定する等の取組を行っている。

《論点6》 重点事業の継承と伸展

現在の重点事業「孤立死を出さない地域づくり」「災害時の要援護者の避難支援」を継承し、一層の伸展を図るなど喫緊の課題に取り組むこと

部門計画の施策のすきまにある福祉課題への対応や、具体的な目標設定のため、現行計画では、地域福祉活動の喫緊の実践課題を重点事業としてピックアップし、重点的に取り組んでおります。計画期間中に、「無縁社会」や所在不明高齢者問題、東日本大震災の発生等により要援護者対策の必要性がクローズアップされております。こうした中、重点事業は一定の事業成果はあったものの、まだまだ課題が残っており、現行計画の期間で終えるのではなく、次期計画でも継続し、更なる推進を図る必要があります。また、ニーズ調査等を考慮し、必要があれば新たな事業の検討も必要です。

5 策定手順

(1) 策定手順および検討課題

ア 策定作業の手順および検討課題は下表を基本に進めるものとする。

手順	検討課題
ニーズの把握 (現状の分析)	①福祉政策の成果、現行計画の成果の検証 ・サービス提供の現状と目標量の進捗状況(高齢者プラン等) ②環境変化(外部・内部)の分析 ③地域における生活課題の抽出 ④社会的介入の必要性の検討 ・緩和すべき社会問題、改善すべき社会状況＝ギャップ
課題の明確化・共有化	①政策課題又は計画に位置づける生活課題の設定 ②介入(政策)目的・目標の設定 ・現状とのギャップを埋めること (例) 孤立死を出さない地域づくり・・・高齢者が地域で孤立しないように 災害時の要援護者の避難支援・・・地区ごとの支援体制の確立
政策・施策・事業案の作成	①施策の体系化(現行施策＋新規施策) ②実施事業(課題解決活動)の検討 ③施策・事業の位置づけ、主体の整理 ・高齢者プラン 障がい者プラン ・エイジフレンドリーシティ構想 ・公(行政)、共(地域)、私(市民一人ひとり) ④施策・事業案の評価・検討
計画の決定 ＝地域の意思決定	①最善策の選択、意思決定 ②計画推進体制の整備(予算管理、市民へのPR)
進行管理と評価	①施策・事業の実施 ②成果の評価、見直し・改善

イ 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(策定機関)を次のとおり開催し、策定作業を進めるものとする。

平成24年度		
5/23	地域福祉専門分科会(第1回)	次期計画策定に向けた検討など
11/14	地域福祉専門分科会(第2回)	論点整理、市民意識調査実施計画など
3/13	地域福祉専門分科会(第3回)	策定方針、市民意識調査の結果報告
3/21	全体会	策定方針、市民意識調査の結果報告
平成25年度		
5月	全体会(第1回)	諮問
	地域福祉専門分科会(第1回)	生活課題調査の実施計画
9月	地域福祉専門分科会(第2回)	生活課題調査の結果報告、計画(素案)
	地域福祉専門分科会 (1~2回開催予定)	計画(案)の検討
3月	地域福祉専門分科会(第n回)	計画(成案)の承認
	全体会(第2回)	答申

(2) 策定作業における市民との協働

ア 論点に記載のとおり、地域福祉計画の策定には地域住民の主体的参加が必要である。

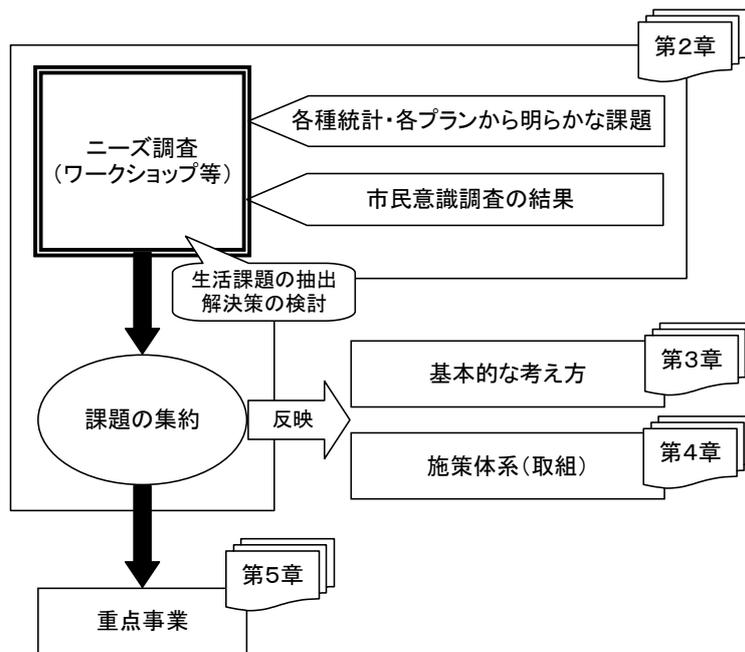
イ 各種統計や各プランから明らかとなっている課題を踏まえつつ、生活課題調査(ニーズ調査)を実施し、地域における住民の生活課題を抽出する。このニーズ調査の実施手法としてワークショップ等が考えられ、今後検討して実施計画を作成する。

ウ ニーズ調査で抽出した生活課題を集約しながら、現状と課題をまとめる。

エ ニーズ調査では、これらの課題を解決していくための方策についても検討を加えることとし、一部は重点事業として取り上げ、解決方策を示していく。

オ 地域福祉を取り巻く現状と課題を基本理念・基本方針の設定や施策体系に反映させる。

カ これらの策定手順において、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(策定機関)の審議のほか、適宜、パブリックコメント(意見公募)等を実施する。



図一 ニーズ調査に着目した計画の策定手順

《論点7》 地域福祉の基盤整備

計画の策定作業を通じて、住民の地域福祉意識の高揚と地域福祉活動が促進されるようにすること

地域福祉は地域住民の主体的な参加を大前提としており、地域福祉計画の最大の特徴は、地域住民の参加がなければ策定できないことにあります。また、地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものです。

したがって、次期計画の策定作業を通じて、市民等への地域福祉の理念の浸透、地域福祉活動の実践および実践組織の育成を促進する必要があります。

※国のガイドラインでは、地域福祉推進の基本目標の一つとして、パートナーシップ型住民参加(※)を掲げています。

※パートナーシップ型住民参加:行政および地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を活かし、「協働」することによって大きな創造力が生み出されてくる形の住民参加。